

平成 25 年 11 月 19 日

法制審議会民法（債権関係）部会 御中

消費者庁消費者制度課長  
加 納 克 利

## 要綱案のたたき台(5)についての意見（保証関係）

「第 1 保証債務、2 保証人保護の方策の拡充」（部会資料 70A の 5 頁以下）  
に関して、以下のとおり、意見を申し述べます。

### 1. 意見

保証人保護の方策を拡充する趣旨が潜脱されることを防止するため、次のような規定を設けるべきである。

「併存的債務引受契約、損失補償契約その他いかなる名称であるかを問わず<sup>1</sup>、他の者の債務の保証を目的とする債務を生じさせる契約であって、当該債務を負担したことによる対価が無償又は名目的であるものについては、[保証人保護のための規定]を準用する。」

### 2. 理由

保証人保護のための規律が拡充されたとしても、保証と機能が類似する併存的債務引受等が利用されることによって、保証人保護の方策を拡充する趣旨が潜脱されるおそれがあり、そのような事態を防止する必要がある。部会資料においては、「真に保証人保護の規律を及ぼすべき場合は、法形式が併存的債務引受等であったとしても、柔軟な契約の解釈等を通じて、適切な結論を得ることが可能である」（部会資料 67A、35 頁）との考え方が提示されたが、今回の民法（債権関係）改正において保証人保護のための規律を拡充することとした趣旨や消費者に与える影響の重大性に鑑みると、そのような解釈に委ねるだけでなく、立法上の手当てをする必要がある<sup>2</sup>。また、保証人保護の潜脱を防止する

<sup>1</sup> 例えば、債務者を追加するような更改契約などが考えられる。

<sup>2</sup> 保証人保護の方策を拡充する趣旨が潜脱されることを防止する観点からは、引受人にわずかな内部負担割合が定められた場合にも保証人保護の規律を及ぼすべきとも考えられるが、部会資料 67A の 34 頁以下において、「併存的債務引受に保証人保護の規律を及ぼすべき場面として想定しているのが、(i)引受人が内部負担割合を負わないが、当事者が併存的債務引受という法形式を選択したというような場面だけなのか、(ii)引受人がわずかな内部負

ための規定を設けることについては、中間試案に対するパブリック・コメントにおいても、多数の賛成意見があったところである。

保証人保護のための規律を及ぼすべき場合としては、①事業承継の際に併存的債務引受が利用される場合のように、新たに債務を負担した者が必ずしも常に保証人となるとは限らないこと、②損失補償契約等、併存的債務引受以外にも保証と機能が類似するものがあることから、併存的債務引受に限定をするのではなく、契約の名称を問わず、「保証を目的とする」という実質的な要件を満たしている場合を対象とすることが必要である。

もっとも、目的による基準だけでは、そこに「主たる目的」といった限定を付したとしても、基準として不明確であり、法的安定性を害するとの懸念があることを踏まえ、このような目的による基準に加えて、対価の欠如という新たな要件を付加することを提案するものである。これは、債務を負担したことによる対価が「無償」であるか、有償であっても「名目的」なものに過ぎず実質的には無償と言えるような場合には、他の者の債務を担保するだけの契約に過ぎず、少なくともそのような場合には、保証の潜脱として、保証人保護の規定を及ぼすべきと考えられるが、他方で、仮に「保証を目的とする」と認められるような債務引受契約等がされる場合であっても、債務を負担したことによる対価があるときは、保証とは別の法形式に基づく法的効果を許容し得ると考えられることによるものである。実質的に無償であって「名目的」な対価とは、併存的債務引受契約等によって債務を負担することとの見合いで判断されるものと考えられるが、当該債務を弁済した場合の対価が僅少の割合の利率を伴う求償権が生じるといった程度のものであれば、これに当たるものと考えている。なお、「無償又は名目的」としているとおおり、対価が合理的なものであることまでを求めるものではない。

以上のように、目的という主観的な事情に加え、客観的な事情である対価の欠如という要件を付加することにより、基準の明確化を図ることとし、そのような規定を設けることを提案するものである。

以上

---

担割合を負って併存的債務引受をしたような場面も含むのかということについて、部会の審議においても、意見の一致を見ていない。」と纏められているように、契約の柔軟な解釈等によっては適切な結論を得られない場合が生じることも十分に懸念される。